

職員の定年

昭和59年 7月 2日 人事院規則11-8

改正：令和 2年 3月30日 人事院規則11-8-48（人事院規則一一八（職員の定年）の一部を改正する人事院規則）

改正前	改正後
-その他-	
施行日：令和 2年 3月30日	
別表（第四条関係） 〔注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい〕	別表（第四条関係） 〔注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい〕
-改正法・附則・題名- ～令和 2年 3月30日 人事院 規則 11-8-48～	
施行日：令和 2年 3月30日	
◆追加◆	附 則（令和二・三・三〇人事規一一八-四八）
-改正法・附則- ～令和 2年 3月30日 人事院 規則 11-8-48～	
施行日：令和 2年 3月30日	
◆追加◆	この規則は、公布の日から施行する。
